

新型インフルエンザワクチンの接種について

福岡県では、国からのワクチン供給量にあわせて、国が示す標準スケジュールを基に優先接種対象者について、順次、接種を開始しています。

平成22年1月12日（火）から高齢者の接種を開始することに決定しましたので、お知らせします。

なお、優先接種対象者以外の接種については、国からの開始指示を受けて時期を決定することになりますので、改めてお知らせいたします。

1 接種スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療従事者	◎10月23日（金）～					
基礎疾患 （1歳～小学校3年生）		◎11月2日（月）～				
妊婦		◎11月16日（月）～				
基礎疾患 （最優先）		◎11月16日（月）～				
基礎疾患 （その他）			◎12月3日（木）～			
1歳～ 小学校3年生			◎12月3日（木）～			
1歳未満児等の 保護者			◎12月16日（水）～			
小学校4～6年生			◎12月16日（水）～			
中学生・高校生				◎1月6日（水）～		
高齢者				◎1月12日（火）～		
優先接種対象者 以外					未定	

新型インフルエンザワクチンは、国の製造計画に基づき、都道府県に供給されます。このため、医療機関に配給されるワクチン量は限定的な数量となり、多くの方が接種を希望されても、製造が追いつかず、接種を待っていただくことがあります。

受託医療機関においては、優先接種順位に基づき、ワクチン接種が行われます。市民の皆様には、御理解をお願いします。

2 接種の方法

- 接種対象者のワクチン接種については、予約制となっていますので、ご希望の方は、かかりつけ医等にご相談ください。

3 注意事項

- 新型インフルエンザワクチンの接種は、受託医療機関（約3,000施設）で行います。
- 母子手帳や被保険者証など優先接種対象者とわかる書類の提示等が必要となります。（詳しくは、[6 優先接種対象者であることを証明する書類一覧](#)をご覧ください。）
- 受託医療機関については、県庁ホームページ又は市や保健所でご案内します。
- 16歳未満の者又は成年被後見人の優先接種対象者等については、原則、保護者の同伴が必要です。
- ワクチン接種は多くの方々に重症化予防という効果をもたらす一方、接種後はれたり、熱が出るなど副反応症状がでることもあります。また、まれではありますが、重篤な症状を引き起こす可能性もありますので、接種の際には、かかりつけ医等の説明を受け、接種してください。

4 接種料金

- 接種1回につき、3,600円（但し、2回目の接種を1回目と同じ医療機関で行う場合、2回目の接種は、2,550円）
- また、接種対象者のうち、生活保護世帯の方及び市民税非課税世帯の方の費用負担額軽減については、市役所市民健康課健康係にお問い合わせください。

5 ワクチン接種の回数について

年 齢	接 種 回 数
1 歳 ~ 1 3 歳 未 満	2 回 接 種
中学生、高校生	1 回 接 種
* 接種時、13歳になっていない中学生については、2回接種	
上記以外	1 回 接 種

ただし、著しく免疫反応が抑制されている者等については、医師の判断により2回接種も可

6 優先接種対象者であることを証明する書類一覧

- (1) 基礎疾患を有する者
優先接種対象者証明書(かかりつけ医療機関で接種する場合は必要ありません。)
- (2) 妊婦
母子健康手帳
- (3) 1 歳から小学校 3 年生に相当する年齢の小児
母子健康手帳又は被保険者証など年齢を確認できる書類
- (4) 1 歳未満児等の保護者
 - ア 1 歳未満の小児の保護者
 - ・ 母子健康手帳又は被保険者証又は住民票等、1 歳未満の小児と同一世帯であることを確認できる書類
 - イ 優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等
 - ・ 優先接種対象者証明書、被保険者証、住民票等、身体上の理由により予防接種が受けられない者と同一世帯であることを証明できる書類
- (5) 小学校 4 年生以上、中学生、高校生に相当する年齢の者
被保険者証、学生証又は住民票等、年齢を確認できる書類
- (6) 6 5 歳以上の者
被保険者証、運転免許証又は住民票等、年齢を確認できる書類